

第5章 教職員としての在り方

福利・厚生

教職員の福利厚生は、次の三つの団体が相互に連携しながら行っている。

1	地方公共団体
2	公立学校共済組合広島支部
3	一般財団法人広島県教育職員互助組合

1 地方公共団体（県・市町）

地方公務員法第 42 条により、地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないこととなっている。

- 健康診断、生活習慣病予防健診
- レクリエーション
- 教職員住宅の整備
- 財産形成貯蓄と個人型確定拠出年金（iDeCo）（別表 1 参照）への協力 等

2 公立学校共済組合

地方公務員法第 43 条により、職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度を実施しなければならないこととなっている。

この共済制度に基づく各種事業は、地方公務員等共済組合法に基づいて設立された公立学校共済組合（以下「共済組合」という。）が実施している。

（1）所在地等

共済組合は、公立学校の教職員をはじめ、都道府県教育委員会に所属する職員などにより組織されている。

主たる事務所である本部は東京に置かれ、従たる事務所である支部が各都道府県教育委員会内に置かれている。

区分	所在地	ホームページアドレス
本部	東京都千代田区神田駿河台2-9-5	https://www.kouritu.or.jp/
広島支部	広島市中区基町9-42 広島県教育委員会事務局 管理部健康福利課内	https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/

（2）組合員

職員となった人は、職員となった日から共済組合の組合員になり、広島支部に所属することとなる。また、親族で被扶養者要件を備える場合は、共済組合に届出をし、認定されることにより組合員の被扶養者となる。（組合員及び被扶養者になる場合の諸届～別表 2 参照）

(3) 事業

種 類		内 容
○短期給付	健康保険に準拠する給付等	(別表3 参照)
○長期給付	退職後の年金の給付	(別表4 参照)
○福祉事業	必要資金の貸付け	(別表5 参照)
	保健事業	(別表6 参照)
	厚生事業	(別表7 参照)
	直営病院の運営	(別表8 参照)

(4) 掛金（保険料）・負担金

共済組合の事業に要する費用は、組合員が負担する掛金（保険料）と給与支給機関（広島県）が負担する負担金を充てる。

ア 掛金（保険料）は、原則として、組合員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月の前月までの各月支給される給与及び期末手当等から徴収される。

イ 掛金（保険料）及び負担金の額は、組合員の標準報酬月額及び標準期末手当等に率を乗じて算定する。

ウ 給与支給機関（広島県）は、掛金（保険料）を毎月組合員に支給される給与から控除し、負担金と共に共済組合に払い込む。

短期・長期給付事業、福祉事業及び介護保険に要する費用に充てるための掛金（保険料）率・負担金率は次のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

区 分	掛金（保険料）率	負担金率
短 期 ・ 福 祉	48.01 / 1000	48.11 / 1000
介 護	8.00 / 1000	8.00 / 1000
厚 生 年 金 保 険	91.50 / 1000	132.40 / 1000
退 職 等 年 金	7.5 / 1000	7.5 / 1000

3 一般財団法人広島県教育職員互助組合

一般財団法人広島県教育職員互助組合（以下「互助組合」という。）は、「広島県職員の共済制度に関する条例」に基づいて設けられ、職員及び被扶養者の病気、負傷に対する給付等の相互救済その他福利厚生の実業を実施している。

(1) 所在地等

互助組合は、公立学校共済組合広島支部に所属する組合員等をもって組織され、事務局の所在地は次のとおりである。

所 在 地	ホームページアドレス
広島市中区基町9-42 広島県教育委員会事務局 管理部 健康福利課内	http://www.gojo.or.jp/

(2) 組合員及び掛金

共済組合員になると互助組合の組合員資格を取得するので、「互助組合加入申込書」を提出すること。

また、互助組合の事業は、組合員の掛金及び預貯金等の運用収益を財源として実施している。

掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月から組合員でなくなった日の属する月の前月までの各月に支給される給与から徴収される。

掛金の額は、次表のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

【一般組合員（給与が給料月額で計算される者）】

区 分		掛 金 の 額
事 業 掛 金	被扶養者のない期間	給料月額× 6/1000
	被扶養者のある期間	給料月額×7.4/1000
生涯福祉掛金		給料月額× 2/1000
退職医療掛金		給料月額× 2/1000

※ うち任用期間に定めのある県費負担組合員は事業掛金のみ

【短時間勤務会計年度任用職員（給与が標準報酬月額で計算される者）】

区 分		掛 金 の 額
事 業 掛 金	被扶養者のない期間	標準報酬月額×5.3/1000
	被扶養者のある期間	標準報酬月額×6.7/1000

(3) 事業

種 類		内 容
諸給付	医療給付金等の給付	(別表9参照)
貸付け	必要資金の貸付け	(別表10参照)
福祉事業	リフレッシュ給付金等	(別表11参照)
退職医療給付	退職後の医療給付及び福祉事業	

別表1 財産形成貯蓄と個人型確定拠出年金 (iDeCo)

(令和5年4月1日現在)

区 分	財 産 形 成 貯 蓄			個人型確定拠出年金 (iDeCo(イデコ))
	一 般	年 金	住 宅	
制度概要	事業主である県が、財形貯蓄を契約している職員の給与から積立金を控除し、加入職員の指定金融機関等に預入代行する貯蓄制度			公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金の一つで、職員自ら運営管理機関、掛金額、運用商品を選択・運用し、掛金とその運用益との合計額をもとに決定される給付額(元本割れの可能性もあり)を、原則60歳以降に年金等として受給する制度
加入年齢	制限なし	55歳未満		60歳未満
加入申込	金融機関等で書類を入手・申込 加入時期は年2回(4/1~4/15、8/21~9/15)			運営管理機関等で書類を入手・申込 (事業主の証明を要する。詳細は広島県教育委員会 HP「イデコに係る事業主の証明について」のページ参照)
積立方法	毎月の給与から定額控除 期末勤勉手当からの定額控除と併用可			毎月定額又は本人が設定した年間計画に従い、 本人指定の口座から振替(給与からの控除は不可)
積立金額	1,000円以上で1,000円の整数倍			月5,000円以上12,000円以下(年14.4万円以下)
積立期間	3年以上	5年以上		加入後60歳まで
税金	利息に20%の源泉分離課税(※)	合算で元利550万円まで非課税		掛金全額が所得控除
契約数	それぞれ一人一契約			一人一口座

※ 令和19年12月31日までの間に支払を受ける利息には、20.315%の源泉分離課税

別表2 組合員・被扶養者関係諸届一覧

事 項	提 出 書 類
1 新たに採用されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員資格取得（継続）届書 ・ 年金加入期間等報告書
2 他の共済組合から転入したとき 例) 市町村職員共済組合 地方職員共済組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員資格取得（継続）届書 ・ 年金加入期間等報告書 ・ 組合員転入届書
3 他府県(公立学校共済組合の他支部) から転入したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員資格取得（継続）届書 ・ 元の支部の組合員証（被扶養者証を含む。） ・ 組合員転入届書 ・ 年金加入期間等報告書
4 県内で異動したとき (1) 県費負担職員→県費負担職員 (所属所の異動)	不 要
(2) 県費負担職員←→市町費負担職員 (組合員証番号が変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員異動報告書 ・ 組合員証（被扶養者証を含む。）
5 組合員又は被扶養者の住所又は氏名等に変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員等情報変更申告書 ・ 組合員証又は被扶養者証（氏名変更の場合） ・ 住民票の写し（被扶養者の住民票の住所変更の場合）
上記のうち20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の住所に変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金第3号被保険者住所変更届
6 被扶養者としての要件を備え又は欠く人が生じたとき (1) 要件を備える人が生じたとき (採用又は転入したときに被扶養者を有している場合を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者申告書 ・ 扶養事実申立書 ・ 住民票の写し ・ 認定年月日を明らかにする書類 ・ その他状況に応じて添付書類が必要 ・ 旧被扶養者証の写し（任用が1日も空けずに再度行われて再度資格取得する場合（上記2又は3の場合を含む）） ・ 国民年金第3号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者を扶養する場合）
(2) 要件を欠く人が生じたとき (就職したとき等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者申告書 ・ 被扶養者証 ・ 取消年月日を明らかにする書類 ・ 国民年金第3号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者で、所得超過等による取消の場合）
7 組合員証等を紛失又は著しく損傷したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員証等再交付申請書 ・ 組合員証又は被扶養者証（紛失の場合を除く。）

※ 諸届は速やかに所属所長を経由して提出すること。

別表3 短期給付（健康保険に準拠する給付等）

（令和5年4月1日現在）

法定給付		附加給付													
種別	給付額	種別	給付額												
療養の給付 （家族療養の給付）	<ul style="list-style-type: none"> 本人…医療費の70/100 被扶養者…医療費の70/100 （義務教育就学前は80/100、70歳以上75歳未満は80/100又は70/100） 	一部負担金払戻金 （家族療養費附加金）	一部負担金の額から25,000円（上位所得者区分（標準報酬月額530,000円以上）に該当する者は50,000円）を控除した額 ※100円未満切捨												
入院時 食事療養費	<ul style="list-style-type: none"> 標準負担額（1食当たり460円）を控除した額 ※本人・被扶養者とも共通														
療養費 （家族療養費）	<ul style="list-style-type: none"> 本人…医療費の70/100 被扶養者…医療費の70/100 （義務教育就学前は80/100、70歳以上75歳未満は80/100又は70/100） 	一部負担金払戻金 （家族療養費附加金）	一部負担金の額から25,000円（上位所得者区分（標準報酬月額530,000円以上）に該当する者は50,000円）を控除した額 ※100円未満切捨												
訪問看護療養費 （家族訪問看護療養費）	<ul style="list-style-type: none"> 本人…医療費の70/100 被扶養者…医療費の70/100 （義務教育就学前は80/100、70歳以上75歳未満は80/100又は70/100） 	一部負担金払戻金 （家族訪問看護療養費附加金）	一部負担金の額から25,000円（上位所得者区分（標準報酬月額530,000円以上）に該当する者は50,000円）を控除した額 ※100円未満切捨												
高額療養費	<ul style="list-style-type: none"> 次表に掲げる標準報酬月額の区分に応じて、一部負担金から「自己負担限度額」を控除した額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>標準報酬月額</th> <th>自己負担限度額（70歳未満の者）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>830,000円以上</td> <td>252,600円＋（医療費－842,000）×1%</td> </tr> <tr> <td>830,000円未満</td> <td>167,400円＋（医療費－558,000）×1%</td> </tr> <tr> <td>530,000円未満</td> <td>80,100円＋（医療費－267,000）×1%</td> </tr> <tr> <td>280,000円未満</td> <td>57,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者（住民税非課税）</td> <td>35,400円</td> </tr> </tbody> </table> ※70歳以上の者に係る自己負担限度額は別途適用あり	標準報酬月額	自己負担限度額（70歳未満の者）	830,000円以上	252,600円＋（医療費－842,000）×1%	830,000円未満	167,400円＋（医療費－558,000）×1%	530,000円未満	80,100円＋（医療費－267,000）×1%	280,000円未満	57,600円	低所得者（住民税非課税）	35,400円		
標準報酬月額	自己負担限度額（70歳未満の者）														
830,000円以上	252,600円＋（医療費－842,000）×1%														
830,000円未満	167,400円＋（医療費－558,000）×1%														
530,000円未満	80,100円＋（医療費－267,000）×1%														
280,000円未満	57,600円														
低所得者（住民税非課税）	35,400円														
移送費 （家族移送費）	<ul style="list-style-type: none"> 移送に要した費用 														
出産費 （家族出産費）	<ul style="list-style-type: none"> 本人…500,000円 被扶養者…500,000円 ※直接支払制度あり ※上記は産科医療保障制度対象の場合の額	出産費附加金 （家族出産費附加金）	出生児1人につき 50,000円												
埋葬料 （家族埋葬料）	<ul style="list-style-type: none"> 本人…50,000円 被扶養者…50,000円 	埋葬料附加金 （家族埋葬料附加金）	25,000円												
傷病手当金	<ul style="list-style-type: none"> 1日につき平均標準報酬日額×2/3 ※1年6月（結核性疾患の場合は3年）の範囲内	傷病手当金附加金	1日につき 平均標準報酬日額×2/3 ※法定給付満了後6月以内 （組合員資格必要）												
休業手当金	<ul style="list-style-type: none"> 1日につき標準報酬日額の50/100 														
育児休業手当金	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業開始から180日に達するまで 1日につき標準報酬日額の67/100 それ以降（原則、子が1歳に達する日まで） 1日につき標準報酬日額の50/100 ※給付上限額あり														
介護休業手当金	<ul style="list-style-type: none"> 1日につき標準報酬日額の67/100（最長66日） ※給付上限額あり														
弔慰金 （家族弔慰金）	<ul style="list-style-type: none"> 本人…標準報酬月額 被扶養者…標準報酬月額×70/100 														
災害見舞金	<ul style="list-style-type: none"> 損害の程度（住居又は家財の1/3以上）に応じて標準報酬月額の0.5月分～3月分 														

別表4 長期給付（退職後の年金の給付）

（令和5年4月1日現在）

種 類	給 付 事 由			
老 齢 厚 生 年 金	<p>1 受給資格 組合員期間等が10年以上あること。 （平成29年8月に組合員期間等が25年から10年に短縮）</p> <p>2 受給形態 昭和36年4月2日以降に生まれた人は、65歳に達した月の翌月から次のような年金給付となる。 なお、昭和36年4月1日以前に生まれた人は、支給開始年齢及び支給形態に特例がある。</p> <table border="1" data-bbox="475 600 1315 817"> <tr> <td style="text-align: center;">退職等年金給付（年金払い退職給付）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">老齢厚生年金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">老 齢 基 礎 年 金 （日本年金機構から支給）</td> </tr> </table> <p>※ 被用者年金一元化に伴い3階部分の職域年金は廃止され、年金払い退職給付が創設された。</p>	退職等年金給付（年金払い退職給付）	老齢厚生年金	老 齢 基 礎 年 金 （日本年金機構から支給）
退職等年金給付（年金払い退職給付）				
老齢厚生年金				
老 齢 基 礎 年 金 （日本年金機構から支給）				
障 害 厚 生 年 金	<p>1 組合員（厚生年金被保険者）である間に初診日のある傷病により、障害認定日において障害等級が1級、2級又は3級の障害の程度に該当する状態になったとき支給される（在職中でも支給）。</p> <p>2 障害の程度が1級又は2級に該当する状態になったときは、国民年金から「障害基礎年金」が支給される（在職中でも支給）。</p> <p>3 1、2のいずれにおいても保険料の納付要件を満たしていること。</p>			
障 害 手 当 金	<p>1 組合員（厚生年金被保険者）である間に初診日があり、障害の原因となった傷病が初診日から5年以内に治り（症状が固定し）、その治った日に障害厚生年金を受けることができない程度の障害の状態であるときに支給される一時金である（年金受給者は対象外）。</p> <p>2 保険料の納付要件を満たしていること。</p>			
遺 族 厚 生 年 金	<p>1 組合員、障害等級が1級若しくは2級の障害厚生（共済）年金の受給者又は老齢厚生年金の受給者が死亡したとき遺族に支給される。</p> <p>2 遺族が子のある配偶者又は子の場合、国民年金から遺族基礎年金が併給される（子とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子若しくは1級又は2級の障害の状態にある20歳未満の子をいう。）。</p>			

別表5 福祉事業（必要資金の貸付け）

（令和5年4月1日現在）

貸付けの種類	貸付条件等				
	貸付事由	貸付けの資格	貸付事由の対象等	貸付限度額	利率（年利）
一般貸付け	臨時の資金を必要とする場合	組合員期間 6月以上	・ 組合員	200万円	1.32%
住宅貸付け	組合員が自己の用に供するため住宅の新築、増改築、移築、修理、購入、借入れ等又は住宅の敷地の購入、借入れ、補修のため資金を必要とする場合	〃	3年未満 給料月額×10 3年以上～5年未満 給料月額×15 5年以上～10年未満 給料月額×25 10年以上～20年未満 給料月額×35 20年以上 給料月額×45 上記の額と仮定退職手当の額（申込み時に退職するとしたならば、受け取ることができる退職手当の額）のいずれか高い額が限度額	最高限度額 1,800万円	〃
住宅災害貸付け	組合員が自己の用に供している住宅・敷地が非常災害により一定以上の損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合	〃	住宅貸付け限度額の2倍（上限1,900万円）に相当する金額（被災後1年以内に申込み）	最高限度額 1,900万円	0.99%
介護住宅貸付け	在宅介護対応住宅の新築等のため資金を必要とする場合	〃	・ 組合員	300万円	1.06%
教育貸付け	小・中・高校、大学等に入学又は修学するため資金を必要とする場合（外国の教育機関を含む。）	〃	・ 組合員 ・ 被扶養者 ・ 被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹	550万円	1.32%
医療貸付け	医療を受けるため資金を必要とする場合	〃	・ 組合員 ・ 被扶養者 ・ 被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母（配偶者の父母含む。）	120万円	〃
災害貸付け	水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合	〃	・ 組合員 ・ 被扶養者 （被災後3月以内に申込み）	200万円	0.99%
結婚貸付け	結婚するため資金を必要とする場合	〃	・ 組合員 ・ 子 （結婚前6月・婚姻後6月以内に申込み）	200万円	1.32%
葬祭貸付け	被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の葬祭（葬儀・法事等の行事・墓地の取得又は墓石の建立）のため資金を必要とする場合	〃	・ 組合員	200万円	〃
高額医療貸付け	高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払の資金を必要とする場合		・ 組合員、再任用組合員 ・ 任期付組合員 ・ 任意継続組合員 ・ 被扶養者	高額療養費相当額	無利息
出産貸付け	組合員が出産費又は家族出産費の支給対象となる出産に係る支払のため資金を必要とする場合		・ 組合員、再任用組合員 ・ 任期付組合員 ・ 任意継続組合員 ・ 被扶養者	出産費又は家族 出産費相当額	無利息
特別貸付け	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合	組合員期間 6月以上	・ 再任用組合員 ・ 任期付組合員 ・ 臨時的任用組合員 ・ 短時間勤務会計年度任用職員	給料月額×3/10 ×残任期月数 （最高限度額 200万円）	1.32%

（注）貸付金の利率は変動利率であり、貸付金保険料充当金率（0.06%）を含む。

一般、教育、医療、災害、結婚、葬祭貸付けの総額が700万円を超える貸付けはできない。

また、共済組合以外の借入金も含めて、年間返済総額が給料月額の4.8倍を超える貸付けはできない。

別表6 福祉事業（保健事業）

（令和5年4月1日現在）

事業名		事業内容	
特定 健 診 等	特定健康診査	年度内に40歳から75歳の誕生日を迎える組合員及び被扶養者を対象として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査を実施する。ただし、事業主の実施する定期健康診断や人間ドック等を受診する場合は、その結果を持って受診したこととみなす。	
	特定保健指導	特定健康診査の受診結果、生活習慣病のリスクが高く、生活習慣の改善が必要と判断された場合には特定保健指導の対象となる。特定保健指導では、保健師や管理栄養士等の専門職が生活習慣の改善をサポートする。	
人 間 ド ク ツ ケ	指定年齢健診	指定年齢（30歳及び35歳から59歳の奇数年齢）の組合員を対象とした人間ドックを実施する。	
	シニア普通ドック ※1	50歳以上で指定年齢健診対象者以外の組合員を対象とした人間ドックを実施する。	
	ド ク セ ツ ト 型	肺検査 ※2	人間ドックを受診する43歳以上の組合員で、肺検査（肺CT検査）の受診を希望する者に実施する。
		レディース検診	人間ドックを受診する女性組合員で、レディース検診（乳がん・子宮頸がん検査）の受診を希望する者に実施する。
	レディース検診（巡回検診）	人間ドックを受診しない女性組合員で、レディース検診（乳がん・子宮頸がん・骨密度検査）の受診を希望する者に実施する。	
	大腸がん検診	41歳以上で人間ドックを受診しない組合員で、大腸がん検診（便潜血検査）の受診を希望する者に実施する。	
健 康 づ く り	メンタルヘルス相談等事業	専門医、産業カウンセラーによる相談を実施する。	
	メンタルヘルス講演会事業	組合員で構成する団体に対し、産業カウンセラーがオンラインでメンタルヘルス講演会を実施する。	
	こころとからだのリフレッシュセミナー	心身の健康講座及び運動指導等を通じて健康増進を図る。	
	健康づくり宣言事業	自らが決めた健康づくりのための取組の実施を支援する。取組を実施した組合員に抽選で景品を配付する。	
	健康図書の配付事業	セルフケア能力の向上のため、健康づくりに関する冊子を配付する。	
	健康管理視聴覚資料の貸出	健康管理視聴覚資料を貸出し、健康づくりに役立てる。	
	スポーツクラブ法人事業	スポーツクラブと法人契約を行い、利用料を法人価格とする。	
心のセルフチェック事業	自分自身のストレス状況を知るためのインターネットによる「心のセルフチェックシステム」を運用。匿名での利用が可能。		

（注）※1の検査については、申込みが多数の場合は、抽選とする。

※2の検査については、申込みが多数の場合は、抽選とし、2年連続して、受診することはできない。

別表7 福祉事業(厚生事業)

(令和5年4月1日現在)

事業名	事業内容
宿泊保養施設利用補助	宿泊施設と契約し、その施設の宿泊料の一部を補助する。
芸術・文化鑑賞招待	県内で開催される美術展・音楽鑑賞に招待する。
プロサッカー観戦招待	広島県に本拠地を置くプロスポーツ団体が広島県内で実施する試合に招待する。
ライフプラン支援	ライフプラン設計のためのセミナーを開催する。
旅行商品特別割引	指定旅行業者のパッケージ旅行商品を購入するとき旅行商品金額の割引
福祉保険制度 (ファミリー年金・入院費用給付金等)	<ul style="list-style-type: none"> ファミリー年金は、遺族厚生年金の額が、老齢厚生年金の約 3/4 相当額となることから、老齢厚生年金額の約 1/4 相当額を遺族に給付する制度 入院費用給付金は、疾病や傷害の治療を目的とした入院時にかかった医療費の自己負担限度額を補完する制度 特定疾病給付金は、7大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・肝硬変・慢性腎不全)＋上皮内新生物に罹った場合の闘病費用を確保することを目的とする制度 上記のほか、傷病休職給付金や元気づくりサービスコースの制度あり
アイリスプラン	拋出型企業年金制度、医療入院・日常事故補償制度

別表8 福祉事業(直営病院の運営)

医療施設名	公立学校共済組合中国中央病院
所在地	福山市御幸町大字上岩成 148-13 TEL (084)970-2121
診療科目	内科(血液内科、呼吸器内科・腫瘍内科、糖尿病・腎臓病内科、消化器内科、循環器内科、リウマチ科・膠原病内科、内分泌内科)、 外科(消化器外科、甲状腺外科、呼吸器外科、乳腺外科)、 整形外科、産婦人科、小児科、皮膚科、脳神経外科、精神科・心療内科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、病理診断科

共済組合は、全国に八つの直営病院を設置し、運営している。

組合員又は被扶養者が入院した場合には利用奨励費(交通費)が支給される。

交通のご案内

【JRをご利用の場合】

JR 福塩線万能倉駅下車 徒歩約 20 分

【バスをご利用の場合】

JR 福山駅からバスで「中国中央病院」下車(約 30 分)

【車をご利用の場合】

山陽自動車道「福山東 I.C.」から国道 182 号線府中・東城方面(約 15 分)



別表9 互助組合の諸給付（医療給付金等の給付）

（令和5年4月1日現在）

種類	給付事由	給付金	請求の有無
医療給付金	組合員が保険医療機関で診療を受けたとき	{(自己負担額－共済組合給付)－2,500円}の5割	自動
遺児育英資金	組合員が死亡した場合、18歳以下で学校卒業時までの遺児があるとき毎年給付	0歳～12歳 年 60,000円 13歳～15歳 年 96,000円 16歳～18歳 年 168,000円	請求
治療見舞金	組合員が人工臓器等の装着又は血友病等の治療を受けているとき	人工肛門、人工膀胱、心臓ペースメーカーの施術時、心臓人工弁の装着、慢性腎疾患による人工透析、血友病及び原発性肺高血圧症の治療 年 50,000円	〃
家族療養費	組合員の被扶養者が保険医療機関で診療を受けたとき	{(自己負担額－共済組合給付)－2,500円}の5割	自動
死亡弔慰金	組合員が死亡したとき	組合員 1,000,000円	請求
家族死亡弔慰金	被扶養配偶者及びその他の被扶養者が死亡したとき	被扶養配偶者 300,000円 その他の被扶養者 20,000円	〃
災害見舞金	水震火災その他非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき	[共済組合からの災害見舞金が] ・3か月分のとき 300,000円 ・2.5～2か月分のとき 180,000円 ・1.5～0.5か月分のとき 60,000円 [共済組合からの災害見舞金の給付がない場合] ・平屋建の家屋で床上浸水のとき 30,000円 ・住居又は家財の5分の1の損害を受けたとき 30,000円	〃
傷病手当金	組合員が共済組合から傷病手当金の給付を受けたとき	初回のみ 50,000円	〃
出産手当金	組合員又は被扶養配偶者が出産したとき	1児につき 10,000円	〃
介護休暇手当金	組合員が介護休暇を取得したとき	45歳未満は日額5,000円、45歳以上は日額7,000円を通算120日まで給付 (共済組合からの給付終了後)	〃
生涯福祉給付金	組合員が退職したとき	組合員期間中に納入した生涯福祉掛金の総額相当額	〃
特別返還金		組合員期間中に納入した退職医療掛金の総額相当額	〃
特別退職給付金		平成16年3月31日以前に納入した一般掛金の総額相当額からリフレッシュ厚生計画事業附加金相当額及び平成10年8月1日から平成16年3月31日までの間に受診分の家族療養費を控除した額の9割の額	〃

別表 10 互助組合の貸付け（必要資金の貸付け）（※）

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

貸付種類	貸付事由	貸付金額
一般資金	組合員が臨時に資金を必要とするとき（住居又は土地の資金を除く）	貸付種類に応じて いずれかの額 20 万円 30 万円 50 万円 100 万円 150 万円 200 万円 （ただし、一般資金以外は 100 万円まで） 利率 年 0.9% （ただし、住宅災害資金及び訴訟資金は無利息）
特別資金	組合員が次の事由により資金を必要とするとき ①組合員、子、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校又は大学に入学又は修学する。また、これに準ずる外国の教育機関に入学等する。 ②組合員、子、孫若しくは兄弟姉妹が結婚する。 ③組合員、配偶者、子、孫、兄弟姉妹及び父母が医療を受ける。 ④配偶者、子、孫、兄弟姉妹及び父母の葬祭を行う。 ⑤組合員が海外研修をする。 ⑥組合員が海外に赴任する。	
住宅災害資金	組合員が水震火災その他の非常災害により居住している住居に損害を受けて資金を必要とするとき	
訴訟資金	組合員が公務に関して訴訟を起こされたことにより資金を必要とするとき	

別表 11 互助組合の福祉事業等

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

事業名	内容
リフレッシュ給付金（※）	4 月 1 日現在 30、40、50、54、59（歳）の組合員に 50,000 円
福利厚生助成	へき地校等勤務の組合員に図書カード配付（2,000 円相当）
長期療養者見舞金	傷病のため 3 ヶ月以上療養又は休職中の組合員に 10,000 円
義肢等製作費助成	組合員が傷病等により義肢等補装具（義手、義足、義眼、車いす、松葉杖、人工乳房）を装着したときに費用助成（1 会計年度 100,000 円まで）
生活習慣病予防健診（人間ドック）	公立学校共済組合が実施する「生活習慣病予防健診（人間ドック）」の受診費用のうち 2,000 円を助成
被扶養配偶者人間ドック助成	当該年度に 40、45、50、55、60（歳）に達する被扶養配偶者の人間ドック受診費用を助成（30,000 円まで）
育児サポート事業	組合員及び組合員の配偶者が出産した場合に、月刊育児誌を 1 年間（12 冊）送付

※ 任用期間に定めのある組合員は除く。